

## 目 次

### 教育委員会規則

- 北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則……………10
- 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………19
- 義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則……………19
- 指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………20
- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………20
- 学校教育法施行細則及び北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………20
- 学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則……………21
- 北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則……………22
- 災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則……………22
- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則……………23

### 教育長訓令

- 機構改正等に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令……………23

### 告示

- 平成30年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考の実施について……………24
- 公印の廃止について……………27
- 公印の改刻について……………27
- 技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定の変更について……………27
- 平成30年度北海道立高等学校入学者選抜学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日について……………28
- 平成30年度北海道立中等教育学校入学者選考検査日について……………28
- 道指定有形文化財の指定について……………28
- 史跡の追加指定及び一部解除について……………29

### 通達・通知

- 給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について等について……………30

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第2号）

- 1 趣旨  
北海道教育庁等の組織機構改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容  
(1) 学校教育局義務教育課担当課長の所掌事務を変更することとした（第1条関係）。  
(2) 職員の職及びその他所要の規定の整備を行うこととした（第1条から第6条まで関係）。
- 3 施行期日  
この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

#### ◆北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第3号）

- 1 趣旨  
北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正に伴い、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容  
学識経験者からの意見の聴取にかかる条項を削除することとした（第6条関係）。

## 3 施行期日

この教育委員会規則は、公布の日から施行することとした。

## ◆義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第4号）

## 1 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正に伴い、指定都市の設置する義務教育諸学校の学級編制は、当該指定都市の教育委員会が行うこととなることから、所要の改正を行うために、この教育委員会規則を制定することとした。

## 2 内容

指定都市（札幌市）を含めた北海道における公立の義務教育諸学校の学級編制の基準等について、これまで北海道で定めていたものを、指定都市を除く北海道及び市町村の設置する義務教育諸学校の学級編制の基準に改正すること（第1条関係）。

## 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行すること（附則関係）。

## ◆指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第5号）

## 1 趣旨

教育公務員特例法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

## 2 内容

「教育公務員特例法第25条の2及び第25条の3」を「教育公務員特例法第25条及び第25条の2」に改めること（第1条関係）。

## 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

## ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第6号）

## 1 趣旨

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

## 2 内容

勤務時間の割振りについて、4時間以外の単位を割振り変更する場合の取扱いを定めることとした（第30条及び第31条関係）。

## 3 施行期日

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

## ◆学校教育法施行細則及び北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第7号）

## 1 趣旨

北海道立特別支援学校の併設施設における対象者等の見直しに伴い、関係する教育委員会規則の規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

## 2 内容

(1) 北海道函館五稜郭支援学校が行う教育から病弱者である児童及び生徒に対する教育を除くとともに、当該児童及び生徒に係る通学区域を削除することとした（第1条及び第2条関係）。

(2) 北海道札幌養護学校共栄分校の通学区域を「北海道南幌養護学校及び北海道札幌養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」に改めることとした（第1条関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行うこととした（第1条関係）。

## 3 施行期日

この教育委員会規則は、北海道函館五稜郭支援学校に係る改正規定を除き、公布の日から施行し、北海道函館五稜郭支援学校に係る改正規定は、平成29年4月1日から施行することとした。

## ◆学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

## 1 趣旨

学校教育法の一部が改正され、公立大学法人が設置する大学に附属させて高等学校等の設置が可能となり、高等学校等の設置廃止等の認可又は届出をあらかじめ都道府県教育委員会に行うこととされたことから、規定の整備を行うため、この教育

委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 高等学校等の設置廃止等の認可申請書又は届出書の様式中、申請（届出）者を「市町村教育委員会」から「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長」に改めることとした（別記第1号様式等関係）。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。

(2) 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）第2条第1項第23号及び第3条第1項第22号に公立大学法人立の学校等を加えることとした（附則第2項関係）。

◆北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第9号）

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定しようとする事とした。

2 内容

(1) 学校運営協議会を設置する道立学校の指定を廃止し、教育委員会は、適当と認める道立学校に学校運営協議会を設置することとした（第3条、第5条及び第15条関係）。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした（第1条、第4条及び第16条関係）。

3 施行期日等

(1) この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした（附則第1項関係）。

(2) この教育委員会規則の施行の日において、改正前の規定により指定を受けている道立学校は、改正後の規定により学校運営協議会を設置されたものとみなすこととした（附則第2項関係）。

(3) 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）第3条第1項第14号中「指定」及び「指定の取消し」を「設置」に改めることとした（附則第3項関係）。

◆災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第10号）

1 趣旨

独立行政法人日本スポーツ振興センターと北海道教育委員会との災害共済給付契約に関わって保護者が負担する共済掛金について、学年の中途に転入学等をした者に係る納付期限を明確にするため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

(1) 学年の中途に転入学等をした者に係る納付期限を定めることとした（第2条関係）。

(2) その他所要の規定の整備を行うこととした（第1条及び第4条関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則（教育委員会規則第11号）

1 趣旨

連携型中高一貫教育を行っている北海道広尾高等学校に係る連携先の中学校が廃止されることに伴い、所要の改正を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

北海道広尾高等学校に係る連携型中学校から広尾町立豊似中学校を除くこととした（別表第3関係）。

3 施行期日

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

---

## 教育委員会規則

---

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

**北海道教育委員会規則第2号**

北海道教育庁組織規則等の一部を改正する教育委員会規則  
(北海道教育庁組織規則の一部改正)

**第1条** 北海道教育庁組織規則（昭和46年北海道教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項第2号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 幼稚園、小学校及び中学校の校長、教員その他の関係職員の研究集会、講習会その他の研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

第18条第2項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 道立学校の校長、教員その他の関係職員の研修に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第36条第1項第1号の表中

学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課 教育職員局教職員事務センター	主査	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。
	調査員	上司の命を受け、特定の査等に関する事務を処理する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。

務	事務職員 技術職員 指導主事
調 す	事務職員 技術職員
処	

を

学校教育局 教育職員局 新しい高校づくり推進室 課 教育職員局教職員事務センター	主査	上司の命を受け、担任事務をつかさどる。	事 技 指 事 技
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

務職員 術職員 導主事
務職員 術職員

に、

教育職員局福利課	主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に当たる。	技術職
	主任看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に当たる。	

教育職員局福利課	指導主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務	技術職員
----------	---------	--------------------------	------

員	を		に従事するとともに、主任保健師等の指導等に関する事務に従事する。
		主任保健師	上司の命を受け、担任の保健指導に関する専門的業務に当たる。
		指導主任看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に従事するとともに、主任看護師等の指導等に関する事務に従事する。
		主任看護師	上司の命を受け、担任の看護に関する専門的業務に当たる。

に改め、同項第 2 号の表中	課	係長	上司の命を受け、係の務をつかさどる。
		主査	上司の命を受け、課の掌事務のうち担任の務をつかさどる。
		調査員	上司の命を受け、特定調査等に関する事務を理する。
		主任	上司の命を受け、事務処理する。

事 分 務 の 処 を	事務職員	を	課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。
			主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
			調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
			専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
			主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

事務職員	道立学校運営支援室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職
		主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
		調査員	上司の命を受け、特定の調	

	に、		査等に関する事務を処理する。
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。
		主事	上司の命を受け、事務に従事する。

員	を	道立学校運営支援室	室長	上司の命を受け、室務をつかさどる。	事務職員
			主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
			調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
			専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
			主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
			主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

に改め、同項第3号の表中

課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。
	主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。

事務職員	を	課	係長	上司の命を受け、係の事務をつかさどる。	事務職
			主査	上司の命を受け、課の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	
			調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
			専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
			主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

員 に、	室	主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	事務職員
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
		主任	上司の命を受け事務を処理する。	
	実習船管理室	主任指導主事	上司の命を受け、高等学校の水産教育における乗船実習に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。	
		指導主事	上司の命を受け、高等学校の水産教育における乗船実習に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	

を に改め	室	主査	上司の命を受け、室の分掌事務のうち担任の事務をつかさどる。	事務職員
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	実習船管理室	主任指導主事	上司の命を受け、高等学校の水産教育における乗船実習に関する専門的事項の指導に関する事務を処理する。	指導主事
		指導主事	上司の命を受け、高等学校の水産教育における乗船実習に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。	

る。

（北海道立教育研究所管理規則の一部改正）

第2条 北海道立教育研究所管理規則（昭和44年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
	主事	上司の命を受け、事務に従

事する。

「

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。
	主任研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務を処理する。
	研究研修主事	上司の命を受け、教育に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

に改める。

（北海道立特別支援教育センター管理規則の一部改正）

**第3条** 北海道立特別支援教育センター管理規則（昭和62年北海道教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

「

第2条の表中

庶務課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理す	

る。

員

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員	
	主査	上司の命を受け、担任の事務をつかさどる。		
	庶務課	専門主任		上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
		主任		上司の命を受け、事務を処理する。
		調査員		上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。

に改め、同表備考中「、課長」を「、課長、主査」に改める。

（北海道立生涯学習推進センター管理規則の一部改正）

**第4条** 北海道立生涯学習推進センター管理規則（平成3年北海道教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

所	所長	所務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職
	参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
	主幹	上司の命を受け、所掌事務をつかさどる。	
	主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
	社会教育主事	上司の命を受け、生涯学習に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

員 を	所	所長	所務を掌理し、所属職員を監督する。	事務職員
		参与	上司の命を受け、特命事項を処理する。	
		主幹	上司の命を受け、所掌事務をつかさどる。	
		主査	上司の命を受け、担当事務をつかさどる。	
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。	
		社会教育主事	上司の命を受け、生涯学習に関する調査研究及び研修に関する事務に従事する。	
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。	
		主事	上司の命を受け、事務に従事する。	

に改める。

（北海道立図書館管理規則の一部改正）

**第5条** 北海道立図書館管理規則（昭和52年北海道教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中

	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	

	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。

員

を

課	課長	上司の命を受け、課の事務をつかさどる。	事務職員
	企画主幹	上司の命を受け、課の事務のうち特定の事務に従事する。	
	主査	上司の命を受け、部長の指定する事務をつかさどる。	
	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。	
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。	

に改める。

（北海道立美術館管理規則の一部改正）

**第6条** 北海道立美術館管理規則（平成4年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号の表中

総務企画課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
-------	----	------------------

処

を

総務企画課	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。

北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。
	副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理

に、		する。
	副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。
	主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。
	主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。
	調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
	学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

を	北海道立三岸好太郎美術館	館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を掌理し、所属職員を監督する。
		副館長	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務を整理する。
		副参与	上司の命を受け、特命の事務を処理する。
		主査	上司の命を受け、北海道立三岸好太郎美術館の事務のうち担任の事務をつかさどる。
		主任学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項のうち、特に困難な事項をつかさどる。
		調査員	上司の命を受け、特定の調査等に関する事務を処理する。
		専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
		主任	上司の命を受け、事務を処理する。
		学芸員	上司の命を受け、美術に関する作品その他の資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業につい

		ての専門的事項をつかさどる。
	主事	上司の命を受け、事務に従事する。

に改め、同項第 2 号の表中

総務課	主任	上司の命を受け、事務を処理する。
-----	----	------------------

を

総務課	専門主任	上司の命を受け、担任の事務を処理するとともに、主任等の指導等に関する事務に従事する。
	主任	上司の命を受け、事務を処理する。

に改める。

#### 附 則

この教育委員会規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

#### 北海道教育委員会規則第 3 号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成17年北海道教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 3 号中「第 9 条第 6 号」を「第 8 条第 6 号」に改め、同項第 5 号中「第 11 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改める。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 7 号中「第 11 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項」に改め、同条を第 8 条とし、第 10 条から第 12 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別記第 2 号様式中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に、「第 8 条の」を「第 7 条の」に改める。

別記第 3 号様式中「(第 10 条関係)」を「(第 9 条関係)」に、「第 10 条の」を「第 9 条の」に改める。

#### 附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

#### 北海道教育委員会規則第 4 号

義務教育諸学校学級編制基準規則の一部を改正する教育委員会規則

義務教育諸学校学級編制基準規則（昭和41年北海道教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の「北海道における公立の」を「北海道又は市（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）町村の設置する」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

**北海道教育委員会規則第5号**

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

指導が不適切である教員の指導改善研修等に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2」を「第25条」に、「第25条の3」を「第25条の2」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

**北海道教育委員会規則第6号**

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第30条中「北海道人事委員会規則13—43」の次に「。以下「勤務時間等規則」という。」を加える。

第31条第3項中「及び4時間」の次に「(勤務時間等規則第3条第2項に規定する場合にあっては、4時間又は同項で定める時間。以下この条において同じ。)」を加える。

**附 則**

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則及び北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

**北海道教育委員会規則第7号**

学校教育法施行細則及び北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

**第1条** 学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2区分の項中「視覚障害者」を「聴覚障害者」に改める。

別表第3区分の項中「視覚障害者」を「知的障害者」に改め、同表北海道札幌養護学校共栄分校の項中「社会福祉法人よふき会富ヶ岡学園に入所している者」を「北海道南幌養護学校及び北海道札幌養護学校の通学区域内に住所が存する者のうち教育長が定めるもの」に改め、同表北海道平取養護学校静内ペテカリの園分校の項中「社会福祉法人静内ペテカリの園」を「社会福祉法人静内ペテカリしずない心の杜」に改める。

別表第5北海道函館五稜郭支援学校の項を削る。

(北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則の一部改正)

**第2条** 北海道立特別支援学校が行う教育を定める教育委員会規則（平成19年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表北海道函館五稜郭支援学校の項中「並びに病弱者である児童及び生徒」を削る。

**附 則**

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の別表第5の改正規定及び第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

### 北海道教育委員会規則第8号

学校教育法施行細則の一部を改正する教育委員会規則

学校教育法施行細則（昭和53年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第252条の19第1項の指定都市」の次に「(指定都市が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。）を含む。以下「指定都市」という。）」を加える。

第2条中「認可の申請」の次に「(指定都市の設置する特別支援学校については届出)」を、「(別記第4号様式)の次に「。指定都市の設置する特別支援学校については、学校位置変更届出書（別記第15号様式）」を加える。

第6条第1項中「認可の申請」の次に「(指定都市の設置する特別支援学校については届出)」を加え、「通信教育開設認可申請書」を「通信教育開設認可申請（届出）書」に改める。

第7条中「認可の申請」の次に「(指定都市の設置する特別支援学校については届出)」を加え、「通信教育廃止認可申請書」を「通信教育廃止認可申請（届出）書」に改める。

別記第1号様式、別記第4号様式及び別記第5号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改める。

別記第6号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に、「(認可されるよう、)学校教育法施行令第23条第1項第4号」を「(、認可されるよう)、(学校教育法第4条第4項)(学校教育法施行令第23条第1項第4号)」に改める。

別記第7号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改める。

別記第8号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に、「通信教育開設認可申請書」を「通信教育開設認可申請（届出）書」に、「開設したいので、認可されるよう、学校教育法施行令第23条第1項第5号」を「開設したい(します)ので(、認可されるよう)、(学校教育法第4条第4項)(学校教育法施行令第23条第1項第5号)」に改め、「(図面を添えて申請)の次に「(届出)」を加える。

別記第9号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に、「通信教育廃止認可申請書」を「通信教育廃止認可申請（届出）書」に、「廃止したいので、認可されるよう、学校教育法施行令第23条第1項第5号」を「廃止したい(します)ので(、認可されるよう)、(学校教育法第4条第4項)(学校教育法施行令第23条第1項第5号)」に改め、「必要書類を添えて申請」の次に「(届出)」を加える。

別記第10号様式及び別記第12号様式から別記第14号様式までの規定中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改める。

別記第15号様式中「(第13条関係)」を「(第2条、第13条関係)」に、「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に、「学校教育法施行令（第25条第3号）（第26条第1項第2号）」を「(学校教育法第4条第4項)(学校教育法施行令（第23条第1項第1号）（第25条第3号）（第26条第1項第2号))」に改める。

別記第16号様式及び別記第17号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改める。

別記第18号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に、「学校教育法施行令（第23条第1項第9号）（第23条第2項）（第25条第4号）」を「(学校教育法第4条第4項)(学校教育法施行令（第23条第1項第9号）（第23条第2項）（第25条第4号))」に改める。

別記第19号様式から別記第22号様式まで及び別記第42号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改める。

別記第46号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改め、「又は各種学校」を削る。

別記第48号様式から別記第53号様式まで及び別記第55号様式中「市町村教育委員会 ㊦」を「市町村教育委員会又は公立大学法人の理事長 ㊦」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正）
- 2 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第23号中「市町村立学校並びに公立の専修学校及び各種学校」を「市町村立又は公立大学法人立の学校及び専修学校並びに市町村立の各種学校」に改める。  
第3条第1項第22号中「市町村立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに公立の専修学校及び各種学校」を「市町村立又は公立大学法人立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校並びに市町村立の各種学校」に改める。  
第3条第1項第23号中「学校教育法」を「学校教育法第13条の規定に基づく閉鎖命令及び同法」に改める。

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

### 北海道教育委員会規則第9号

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則（平成24年北海道教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第47条の5」を「第47条の6」に改める。
- 第3条を次のように改める。

（設置）

**第3条** 教育委員会は、前条の目的を達成することができ、協議会の設置が適当と認める道立学校に協議会を設置する。

- 2 校長は、協議会の設置を希望するときは、教育委員会に申請をしなければならない。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の所在する地域の住民

第5条第4項を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この教育委員会規則の施行の際、現にこの教育委員会規則による改正前の北海道立学校における学校運営協議会の設置等に関する教育委員会規則（以下「学校運営協議会設置規則」という。）第3条第1項の指定を受けている学校は、改正後の学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により協議会を設置されたものとみなす。  
（北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則の一部改正）
- 3 北海道教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する教育委員会規則（平成元年北海道教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第3条第1項第14号中「指定及び同規則第15条の規定に基づく指定の取消し」を「設置」に改める。

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

### 北海道教育委員会規則第10号

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則の一部を改正する教育委員会規則

災害共済給付に係る共済掛金の徴収規則（昭和35年北海道教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「第15条第1項第6号」を「第15条第1項第7号」に改める。

第3条に次の項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学年の中途（4月11日以降の場合に限る。）に転入学その他

教育長が定める事由（以下「転入学等」という。）に該当することとなった者については、転入学等の日の属する月の翌月 2 日（転入学等の日が 5 月 1 日の場合にあっては同月 6 日）までに、納付しなければならない。

第 4 条中「教育委員会」を「教育長」に改める。

附 則

この教育委員会規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

北海道教育委員会規則第11号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 北海道広尾高等学校の項中「広尾町立豊似中学校」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第 5 号

庁 中 一 般  
所 管 機 関

機構改正等に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

機構改正等に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

（北海道教育庁職員服務規程の一部改正）

第 1 条 北海道教育庁職員服務規程（昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中	総務政策局の局長、担当局長及び課長（参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）並びに新しい高校づくり推進室の室長及び参事	教育部長	を	総務政 進局の 課長（ び専門
	学校教育局及び生涯学習推進局の局長、担当局長及び課長（参事、担当課長、医療参事、副参与及び専門参事を含む。）並びに教育指導監	学校教育監		学校教 長及び 課長、 び専門 新しい 室長及 導監

策局及び生涯学習推 局長、担当局長及び 担当課長、副参与及 参事を含む。）	教育部長
育局の局長、担当局 課長（参事、担当課 医療参事、副参与及 参事を含む。）並びに 高校づくり推進室の び参事並びに教育指	学校教育監

に改める。

（教育庁分課事務分掌規程の一部改正）

第2条 教育庁分課事務分掌規程（昭和48年北海道教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

義務教育課 (担当課長)	義務教育グループ 学力向上推進グループ 教職員研修グループ	総括担当主査を含む。
	教育環境支援グループ 子ども地域支援グループ	

を

義務教育課 (担当課長)	義務教育グループ 学力向上推進グループ 教育環境支援グループ 子ども地域支援グループ 教職員研修グループ	総括担当主査を含む。
		総括担当主査を含む。

に改める。

（北海道教育庁等専決代決規程の一部改正）

第3条 北海道教育庁等専決代決規程（平成元年北海道教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 学校教育局の部高校教育課の項課長の欄第1号から第3号までを次のように改める。

- 1 市町村立又は公立大学法人立の高等学校の名称、学則の変更等の届出の受理
- 2 市町村立又は公立大学法人立の中等教育学校の名称、学則の変更等の届出の受理
- 3 市町村立又は公立大学法人立の専修学校の名称、学則の変更等の届出の受理

別表第2 学校教育局の部義務教育課の項課長の欄第2号及び第3号を削る。

別表第2 学校教育局の部義務教育課の項課長の欄を次のように改める。

教科書展示会の開催

- 1 市町村立又は公立大学法人立の幼稚園、小学校、中学校又は義務教育学校の設置、名称の変更等の届出の受理
- 2 要保護児童生徒援助費補助金（学用品費等、医療費及び学校給食費）の基礎となる児童生徒数及び被患者延数の市町村への配分

別表第2 学校教育局の部特別支援教育課の項課長の欄第1号を次のように改める。

- 1 市町村立又は公立大学法人立の特別支援学校の名称、学則の変更等の届出の受理

**附 則**

この教育長訓令は、平成29年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第11号**

平成30年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考を次の要項により行う。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫

平成30年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考実施要項

1 目的

この試験は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員（二等船舶通信士又は甲板員（通信））	1名	実習船の通信に関する業務及び甲板における業務	北海道教育庁 渡島教育局実習船
船員（甲板員）	3名	実習船の甲板における業務	
船員（機関員）	2名	実習船の機関における業務	

※ 上記採用職種のうちいずれか1つしか申込みできません。また、申込書提出後の申

込職種の変更は認めません。

### 3 採用予定日

平成30年 4月 1日（既に学校等を卒業している方は、平成29年度中に採用する場合があります。）

### 4 受験資格

#### (1) 次の全ての要件を満たす者

ア 上記2の採用職種に応じて、次の要件に該当する者

採用職種	要件
船員（二等船舶通信士 又は甲板員（通信））	昭和47年 4月 2日以降に生まれた者で、平成30年 4月 1日から勤務が可能なもの
船員（甲板員） 船員（機関員）	昭和57年 4月 2日以降に生まれた者で、平成30年 4月 1日から勤務が可能なもの

イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

ウ 上記2の採用職種に応じた資格について、いずれかの要件に該当する者

採用職種	資格	要件
船員（二等船舶通信士）	三級以上の海技士（電子通信）及び二級以上の海技士（通信）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に資格を有している者</li> <li>・平成30年 3月31日までに同資格を取得する見込みの者</li> </ul>
船員（甲板員（通信））	第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士	
船員（甲板員）	五級以上の海技士（航海）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に資格を有している者</li> <li>・海技士国家試験のうち筆記試験に合格している者</li> <li>・船舶職員養成施設の課程を修了（見込みの者を含む。）し、筆記試験が免除される者</li> </ul>
船員（機関員）	五級以上の海技士（機関）（内燃機関限定を含む。）	

エ 実習船勤務が可能な心身共に強健な者

#### (2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

### 5 試験方法

(1) 筆記試験（作文）

(2) 口述試験（個別面接）

### 6 試験の日程及び会場

(1) 期日 平成29年 5月19日（金）

10:15	集合
10:30～12:00	筆記試験（作文）
12:00～13:00	休憩
13:00～	口述試験（個別面接）

(2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

### 7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局企画総務課あて提出してください。

#### (1) 申込書類

ア 北海道教育委員会職員（船員）採用選考申込書（所定の様式）

イ 最終学校の卒業（修了）証明書

（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）

ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類（下表

参照)

## (7) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員(二等船舶通信士)	海技免状の写し(三級以上の海技士(電子通信)及び二級以上の海技士(通信))
船員(甲板員(通信))	無線従事者免許証の写し(第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士を保有する証明書)
船員(甲板員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(航海))
船員(機関員)	海技免状の写し(五級以上の海技士(機関)(内燃機関限定を含む。))

## (イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員(二等船舶通信士)	・資格取得見込みの者…平成30年3月31日までに同資格が取得できることを証明する書類
船員(甲板員(通信))	・試験一部科目合格者…一部科目合格がわかる書類 ・認定学校等を卒業した者若しくは卒業見込みの者…卒業(見込)証明書
船員(甲板員)	・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了(見込)証明書
船員(機関員)	・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了(見込)証明書

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからもダウンロードすることができます。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角2号:A4判が入る大きさ)を同封し、11の申込先に請求してください。

## (2) 申込期間

申込方法	受付期間	備考
持参する場合	平成29年3月31日(金)から平成29年5月12日(金)まで	9時から17時まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
郵送の場合	平成29年5月12日(金)の消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

## 8 採用の方法

採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

また、上記4の(1)のウに定める船舶職員養成施設の課程修了見込みの者については、本試験に合格しても、採用予定日までに卒業又は修了していない場合には、採用されません。

## 9 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給します。

次の金額は、平成29年4月1日に採用される新卒者の場合の例です。

学歴	初任給	諸手当
大学卒	223,600円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	193,900円	
高校卒	169,900円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮のうえ、決定されます。

## 10 その他

- (1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 試験結果は、試験終了後 7 日以内に受験者に通知します。
- (3) 申込後に、本試験を受験しない場合は、その旨11の問合せ先に連絡してください。

11 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原 4 丁目 6 番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

電話 0138-47-9579（直通）

北海道教育委員会告示第12号

次の公印を、平成29年 3 月14日限りで廃止した。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

公印の種別	規格	印影
北海道岩見沢西高等学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第13号

次の公印を改刻し、平成29年 3 月15日その使用を開始した。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

公印の種別	規格	印影
北海道岩見沢西高等学校長の印	20mm平方	

北海道教育委員会告示第14号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設における連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の指定を、次のとおり変更した。

平成29年 3 月31日

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

- 1 技能教育のための施設の名称  
クラーク高等学院札幌校
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目の変更  
変更前

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
ビジネス情報	ビジネス情報

変更後

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
-----------	-----------------------

ビ ジ ネ ス 経 済

ビ ジ ネ ス 経 済

## 3 変更の時期

平成29年4月1日

**北海道教育委員会告示第15号**

平成30年度の北海道立高等学校の入学者選抜の学力検査日、推薦入学面接日及び合格発表日は、次のとおりとする。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

- 1 学力検査日 平成30年3月6日（火）
- 2 推薦入学面接日 平成30年2月14日（水）
- 3 合格発表日 平成30年3月16日（金）

**北海道教育委員会告示第16号**

平成30年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日は、平成30年1月6日（土曜日）とする。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

**北海道教育委員会告示第17号**

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第4条第1項の規定により、別記の有形文化財を北海道の有形文化財に指定した。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

**別記1**

- 1 名 称 かみのくにはちまんぐうほんでん 上ノ國八幡宮本殿
- 2 員 数 1棟
- 3 指定年月日 平成29年3月31日
- 4 構造及び型式 いっけんしやながれつくり 木造一間社流造、柿葺 こけらぶき
- 5 建築年次 元禄12年（1699年）
- 6 所在地 檜山郡上ノ国町字上ノ国409
- 7 所有者 上ノ國八幡宮代表役員 松崎辰彦
- 8 指定の事由

## (1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表第1「道指定有形文化財指定基準」建造物の部

(3) 歴史的価値の高いもの

## (2) 指定理由

上ノ國八幡宮本殿は、北海道内に現存する神社建築としては最古の建造物とみられ、その建築年は元禄12年（1699年）と推定される。本殿の規模と形式は、一間社流造であり、屋根は緩やかな反りをつけ前面の向拝まで延びている。本殿の妻面の虹梁と大瓶束、母屋の木鼻などの絵様と刳形は張りのある洗練された意匠である。長く覆屋で保護されてきたことから、全体的に木部の風蝕が少なく保存状態も良好である。

以上のことから、上ノ國八幡宮本殿は江戸前期の形態をよくとどめ、北海道における神社本殿として歴史的価値の高いものである。

**別記2**

- 1 名 称 やふら いだてあとしゆつどひん 矢不來館跡出土品
- 2 員 数 122点（内訳：陶磁器36点、鉄製品2点、銅製品14点、銭66点、石製品2点、ガラス製品1点、漆製品1点）
- 3 指定年月日 平成29年3月31日
- 4 法 量 天目碗：器高7.4センチメートルほか

- 5 所在地 北斗市本町1丁目1番1号（北斗市郷土資料館）  
 6 所有者 北斗市  
 7 指定の事由

## (1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表第1「道指定有形文化財指定基準」考古資料の部

- 2 政治、宗教、産業、学芸、文化等の遺跡の出土品その他歴史時代の遺物で学術上価値の高いもの  
 3 渡来品で歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

## (2) 指定理由

出土品は矢不來館跡出土の15世紀後半～16世紀初頭（中世後期）の遺物である。内訳は天目碗、青磁、白磁、染付などの中国産陶磁器、瀬戸、越前などの国産陶磁器、鉄製品、銅製品、銭、石製品、漆器、ガラス玉である。これらは、館の年代を示すとともに、当時の北海道南西部と本州の日本海沿岸各地との交易活動や、館主の生活や文化の実態を具体的に知ることができる資料であり、学術的な価値は極めて高い。

## 別記3

- 1 名称 あおなえいせきしゆつどひん 青苗遺跡出土品  
 2 員数 119点（内訳：土器38点、もりがしら 銚頭17点、銚頭未成品7点、なかえ 中柄19点、中柄未成品23点、しとつぐ ヤス状刺突具10点、ゆうせんゆはずがた 鳥骨製骨針2点、有栓弮型鹿角製品3点）  
 3 指定年月日 平成29年3月31日  
 4 法量 土器：現存高16.5センチメートルほか  
 5 所在地 奥尻郡奥尻町字稲穂162番地（稲穂ふれあい研修センター）  
 6 所有者 奥尻町  
 7 指定の事由

## (1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第1条及び別表第1「道指定有形文化財指定基準」考古資料の部

- 1 土器、石器、木器、骨角牙器、玉類、鉄器その他の先史時代の遺物で学術的価値の高いもの

## (2) 指定理由

出土品は青苗遺跡に所在するさつもん 擦文文化期の貝塚から出土した土器及び骨角器である。土器は器形・文様から11～12世紀頃のものと考えられ、当該地域の擦文土器の特徴をよく示すとともに、貝塚の時期を明確に示している。骨角器には銚頭、ヤス状刺突具などがあり、多くは交易の産品である毛皮を得ることを目的としたアシカ猟にかかわる製品である。擦文文化においては貝塚の存在は希少であり、まとまった骨角器の出土も他に例をみない。出土品は擦文文化の社会を考える上で欠くことのできない重要な資料であり、学術的価値は極めて高い。

## 北海道教育委員会告示第18号

北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）第31条第1項及び第32条第1項の規定により、別記の文化財の指定地域を追加し、併せて指定地域の一部を解除した。

平成29年3月31日

北海道教育委員会教育長 柴田達夫

## 別記

- 1 名称 岩内東山円筒文化遺跡  
 2 指定年月日 昭和43年3月29日（北海道教育委員会告示第46号）  
 3 追加指定及び一部解除年月日 平成29年3月31日  
 4 所在地 岩内郡岩内町字東山14番1・15番（追加指定）、2番1（解除）  
 5 所有者 岩内町

## 6 追加指定及び一部解除の事由

## (1) 指定基準

北海道文化財保護条例施行規則（昭和52年北海道教育委員会規則第12号）第57条及び別表第8「道指定史跡名勝天然記念物指定基準」史跡の部

次に掲げるもののうち歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値のあるもの

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡

## (2) 追加指定及び一部解除の理由

この史跡は縄文文化前期及び中期の「円筒文化」の遺跡の保護を目的に指定されたが、近年指定地域の周囲で建設事業に伴う埋蔵文化財調査がなされた結果、遺跡の主要な部分は指定地域より南東側にあることがほぼ明らかとなった。平成26～28年度に道立埋蔵文化財センターが指定地域及び隣接の土地で実施した「重要遺跡確認調査」の結果からも、史跡南側の隣接地に住居跡などを含む円筒文化の濃密な遺跡があることが発掘を通じて確認されたことから、この地域を追加指定する。

一方、現在の指定地域は遺跡の主要な部分の外にあることが確認され、史跡として土地の利用を制限することに十分な意義が認められないことから、その指定を解除する。

---

**通 達 ・ 通 知**

---

教 給 第 1 3 4 1 号  
平成29年3月31日

各 部 課 長  
各 教 育 局 長  
各 所 管 機 関 の 長 様  
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長  
(札幌市立を除く各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について等について  
(通知)

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第702号）等の通知が別記1から別記10までのとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

## 記

- 1 給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第702号）（別記1）
- 2 給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第703号）（別記2）
- 3 通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第704号）（別記3）
- 4 住居手当の運用等についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第705号）（別記4）
- 5 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第706号）（別記5）
- 6 単身赴任手当の運用についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第707号）（別記6）
- 7 管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第711号）（別記7）
- 8 給与条例及び支給規則の運用について第10第3項の規定に基づく指定についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第714号）（別記8）
- 9 単身赴任手当の運用について規則第8条関係第2項及び第3項の規定等に基づく協議についての一部改正について（平成29年3月31日付け人委第717号）（別記9）

10 旅費条例の運用方針についての一部改正について（平成29年 3 月24日付け人委第698号）  
（別記10）

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記 1

人 委 第 7 0 2 号

平成29年 3 月31日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 部 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

様

北海道人事委員会事務局長

給料の調整額に関する規則の運用方針についての一部改正について（通知）

給料の調整額に関する規則の運用方針について（昭和38年10月 1 日付け38人委第587号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年 4 月 1 日から実施されることとなったので通知します。

記

別表第 1 関係第 1 項を削り、同関係第 2 項中「道立病院（人事委員会の定める道立病院に限る。）の項、道立病院（人事委員会の定める道立病院を除く。）及び」、「道立精神科病院の項」及び「、子ども総合医療・療育センターの項」を削り、同項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、第 4 号から第 6 号までを 2 号ずつ繰り上げ、同項第 7 号中「衛生検査技師」を「臨床検査技師、衛生検査技師」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 8 号及び第 9 号を削り、同項を同関係第 1 項とし、同関係中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とし、第 7 項を第 5 項とし、第 8 項を第 6 項とする。

（給与課給与グループ）

別記 2

人 委 第 7 0 3 号

平成29年 3 月31日

北 海 道 総 務 部 長  
北 海 道 教 育 庁 教 育 部 長  
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長  
北 海 道 議 会 事 務 局 長  
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長  
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長  
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

様

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用についての一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について（昭和44年5月1日付け44人委第308号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

## 記

第10第1項の(2)ア中「若しくは警察職員給与条例」を「、警察職員給与条例」に、「若しくは学校職員勤務時間等条例」を「、学校職員勤務時間等条例」に、「又は北海道職員等の育児休業等に関する条例」を「、北海道職員等の育児休業等に関する条例」に改め、「第26条」の次に「、北海道職員等の修学部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第4号）第3条第1項又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例（平成17年北海道条例第5号）第3条第1項」を加え、同項の(10)中「第19条の4第2項後段」を「第19条の4第2項各号」に、「第22条の4第2項後段」を「第22条の4第2項各号」に、「第29条の8第1項」を「第29条の8第1項ただし書及び第29条の8の2ただし書」に、「及び第10項の(2)」を「並びに第10項の(6)」に、「及び警察職員給与条例第22条の4第1項に規定する」を「又は警察職員給与条例第22条の4第1項の」に改める。

第10第10項の(6)中「(1)イ」を「(2)イ」に改め、同項の(6)を同項の(7)とし、同項の(5)を同項の(6)とし、同項の(4)を同項の(5)とし、同項の(3)中「(1)イ」を「(2)イ」に改め、同項の(3)を同項の(4)とし、同項の(2)中「(1)ア」を「(2)ア」に、「(1)ただし書」を「(2)ただし書」に改め、同項の(2)を同項の(3)とし、同項の(1)を同項の(2)とし、同項に(1)として次のように加える。

- (1) 支給規則第29条の8第1項ただし書又は第29条の8の2ただし書の規定により別段の取扱いをしようとする場合には、あらかじめ人事委員会に協議するものとする。ただし、あらかじめ人事委員会に協議して定めた基準に従い取り扱うときは、この限りでない。

第11第1項の(5)中「若しくは警察職員給与条例」を「、警察職員給与条例」に、「若しくは学校職員勤務時間等条例」を「、学校職員勤務時間等条例」に、「又は育児休業条例第26条」を「、育児休業条例第26条、北海道職員等の修学部分休業に関する条例第3条第1項又は北海道職員等の高齢者部分休業に関する条例第3条第1項」に改める。

第11第2項の(1)を次のように改める。

- (1) 徒歩 国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和24年法律第188号）第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図を用いて測定した距離

（給与課給与グループ）

## 別記3

人委第704号  
平成29年3月31日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育部長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
北海道人事委員会事務局長

様

北海道人事委員会事務局長

通勤手当に関する規則の運用についての一部改正について（通知）

通勤手当に関する規則の運用について（昭和44年4月15日付け44人委第240号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

## 記

第2条関係第3項中「次のいずれかの方法により」を「国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和24年法律第188号）第29条若しくは第30条

第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図（いずれも縮尺5万分の1以上のものに限る。）を用いて」に、「これらの」を「この」に改め、同項各号を削る。

（給与課給与グループ）

#### 別記4

人委第705号  
平成29年3月31日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育部長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
北海道人事委員会事務局長

様

北海道人事委員会事務局長

住居手当の運用等についての一部改正について（通知）

住居手当の運用等について（昭和49年12月12日付人委第834号－3通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

記

第4第5項ただし書中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）をされた職員にあっては当該再任用、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰し、又は北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職した職員にあっては当該復帰又は復職」を「単身赴任手当規則第5条第2項第6号に掲げる事由が発生した職員にあっては当該事由の発生」に改める。

第5の2第1項中「再任用前」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。以下「再任用」という。）前」に改める。

（給与課給与グループ）

#### 別記5

人委第706号  
平成29年3月31日

北海道総務部長  
北海道教育庁教育部長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長

様

北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
 各海区漁業調整委員会事務局長  
 北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
 北海道人事委員会事務局長

北海道人事委員会事務局長

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について  
 （通知）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について（昭和48年4月1日付け48人委第267号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

記

第2条関係第1項中「第2条第9号」を「第2条第10号」に改め、同条関係第2項を削り、同条関係第1項の項番号を削る。

第5条関係第2項中「第65号）」の次に「又は北海道病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成29年北海道条例第3号）」を加える。

第11条関係第4項中「病院の院長、副院長」を「診療所の所長」に改める。

第14条関係第4項中「、「短大卒程度」にあつては「短大卒」の区分」を削る。

級別資格基準表関係第2項第2号イの表臨床工学技士の項を削る。

修学年数調整表関係第2項第5号イ中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（）」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、）」に改め、同号ウ及びエ中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表アの表大学卒の項第5号(1)中「独立行政法人水産大学校（）」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び）」に改め、同項第6号(1)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改め、同号(6)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改め、同表短大卒の項第2号(14)中「第21条第3号」を「第21条第4号」に改める。

（給与課給与グループ）

別記6

人委第707号  
 平成29年3月31日

北海道総務部長  
 北海道教育庁教育部長  
 北海道警察本部警務部長  
 北海道議会事務局長  
 北海道監査委員事務局長  
 北海道選挙管理委員会事務局長  
 北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
 各海区漁業調整委員会事務局長  
 北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
 北海道人事委員会事務局長

様

北海道人事委員会事務局長

単身赴任手当の運用についての一部改正について（通知）

単身赴任手当の運用について（平成2年3月26日付け人委第1022号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

記

道職員給与条例第11条の2、学校職員給与条例第10条の2の5及び警察職員給与条例第13条の2関係第1項中「再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、

第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされることをいう。以下同じ。）をされた場合、派遣からの復帰（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰することをいう。以下同じ。）をした場合又は休職からの復職（北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職することをいう。以下同じ。）をした場合の当該再任用、復帰又は復職」を「規則第5条第2項第6号に掲げる事由が発生した場合の当該事由の発生」に改める。

規則第3条関係第1号を次のように改める。

(1) 徒歩 国土地理院が提供する電子地図その他の地図又はこれらの地図に係る測量法（昭和24年法律第188号）第29条若しくは第30条第1項の規定に基づく国土地理院の長の承認を経て提供された電子地図その他の地図を用いて測定した距離

規則第5条関係第6項第1号中「（再任用）」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされることをいう。以下同じ。）」を加え、同項第5号中「、派遣からの復帰」の次に「（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰することをいう。以下同じ。）を、「又は休職からの復職」の次に「（北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職することをいう。以下同じ。）」を加える。

（給与課給与グループ）

## 別記7

人委第711号  
平成29年3月31日

北海道教育庁教育部長 様

北海道人事委員会事務局長

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定についての一部改正について（通知）

管理職手当に関する規則第2条第2項ただし書、別表第1、別表第2及び別表第3の規定に基づく指定について（平成19年3月30日付け人委第615号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

記

第1項第1号イ中「、市立札幌開成中等教育学校」を削る。

（給与課給与グループ）

## 別記8

人委第714号  
平成29年3月31日

北海道教育庁教育部長 様

北海道人事委員会事務局長

給与条例及び支給規則の運用について第10第3項の規定に基づく指定について

の一部改正について（通知）

給与条例及び支給規則の運用について第10第3項の規定に基づく指定について（平成21年5月26日付け人委第107号）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

記

第1項第1号中「、市立札幌開成中等教育学校」を削る。

別表1 石狩振興局管内の項を次のように改める。

石狩 振興局	千歳市立北陽小学校 恵庭市立恵庭小学校 石狩市立南線小学校
-----------	-------------------------------------

別表2 石狩振興局管内の項を次のように改める。

石狩 振興局	恵庭市立恵庭中学校 千歳市立千歳中学校
-----------	------------------------

（給与課給与グループ）

## 別記9

人委第717号

平成29年3月31日

北海道教育庁教育部長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
北海道人事委員会事務局長

様

北海道人事委員会事務局長

単身赴任手当の運用について規則第8条関係第2項及び第3項の規定等に基づく協議についての一部改正について（通知）

単身赴任手当の運用について規則第8条関係第2項及び第3項の規定等に基づく協議について（平成9年4月23日付け人委第99号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日以降はこれによって実施することとされたので通知します。

記

第1項第4号中「再任用（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定による採用（同法第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされることをいう。）をされた場合、派遣からの復帰（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第2条第1項若しくは公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定による派遣から職務に復帰することをいう。）をした場合又は休職からの復職（北海道職員等の分限に関する条例（昭和27年北海道条例第60号）第1条の2第1号の規定による休職から復職することをいう。）をした場合の当該再任用、復帰又は復職」を「規則第5条第2項第6号に掲げる事由が発生した場合の当該事由の発生」に改める。

（給与課給与グループ）

## 別記10

人委第698号

平成29年3月24日

北海道総務部長  
北海道教育委員会教育長  
北海道警察本部警務部長  
北海道議会事務局長  
北海道監査委員事務局長  
北海道選挙管理委員会事務局長  
北海道連合海区漁業調整委員会事務局長  
各海区漁業調整委員会事務局長  
北海道内水面漁場管理委員会事務局長  
北海道人事委員会事務局長

様

北海道人事委員会事務局長

旅費条例の運用方針についての一部改正について（通知）

旅費条例の運用方針について（昭和28年6月5日付け28人委第212号通知）の一部が次のとおり改正され、平成29年4月1日から実施されることとなったので通知します。

記

第37条関係第2項第1号ア中「、副知事及び出納長」を「及び北海道副知事」に改め、同号キを次のように改める。

キ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表の適用を受ける者

第37条関係第2項第4号ア中「、副知事及び出納長」を「及び北海道副知事」に改め、同項第8号イ中「額」の次に「並びにその他の諸外国に渡航する場合における当該費用に相当する額」を加える。

(給与課給与グループ)

